

## 石巻蛇田複合商業施設の届出概要について

資料3

## (法附則第5条第1項)

- 1 届出者 株式会社ナラティブ  
株式会社金港堂
- 2 届出日 令和7年6月30日
- 3 店舗の名称 石巻蛇田複合商業施設
- 4 店舗設置者 株式会社ナラティブ 代表取締役 細川 洋介  
仙台市青葉区花京院二丁目1番5号  
株式会社金港堂 代表取締役 藤原 直  
仙台市青葉区福沢町9番13号
- 5 店舗所在地 石巻市蛇田字金津町10番2外

## 6 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 4,037.52 m<sup>2</sup>変更後 4,593.49 m<sup>2</sup>

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

## 【変更前】

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社湯目百貨店	代表取締役 湯目研一郎	仙台市青葉区本町二丁目7番3号

## 【変更後】

棟	小売業者		住 所
	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
A棟	未定		
A棟	未定		
B棟	株式会社エコプラス	代表取締役 今井 茂	宮城県名取市上余田字千刈田308番地
B棟	株式会社シーガル	代表取締役 日野義憲	宮城県仙台市太白区長町一丁目4番2号

## (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の位置及び収容台数

## 【変更前】

位 置	収容台数
敷地内駐車場	62台

## 【変更後】

位 置	収容台数
敷地内駐車場	143台

## □ 駐輪場の位置および収容台数

## 【変更前】

位 置	収容台数
駐輪場（自動二輪車含む）	16 台

## 【変更後】

位 置	収容台数
駐輪場①～③（自動二輪車含む）	31 台

## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

## 【変更前】

位 置	面 積
荷さばき施設	67.50 m <sup>2</sup>

## 【変更後】

位 置	面 積
荷さばき施設①～②	81.95 m <sup>2</sup>

## 二 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

## 【変更前】

位 置	容 量
廃棄物保施設	16.87 m <sup>3</sup>

## 【変更後】

位 置	容 量
廃棄物保施設①～②	23.62 m <sup>3</sup>

## (4) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## 【変更前】

小売店舗	開店時刻	閉店時刻
株式会社湯目百貨店	午前10時00分	午後8時00分

## 【変更後】

小売店舗	開店時刻	閉店時刻
未定	24時間	
未定	24時間	
株式会社エコプラス	午前10時00分	午後10時00分
株式会社シーガル	午前10時00分	午後10時00分

## ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## 【変更前】

位 置	駐車可能時間帯
駐車場	午前9時30分～午後8時30分

## 【変更後】

位 置	駐車可能時間帯
駐車場	24時間

## ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

## 【変更前】

出入口の位置	出入口の数
出入口 1～2	2箇所

## 【変更後】

出入口の位置	出入口の数
出入口 1～5	5箇所

## 二 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## 【変更前】

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6時00分～午後10時00分

## 【変更後】

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①～②	午前 6時00分～午後10時00分

7 変更する年月日 令和8年3月1日

## 8 事務手続き等

- ・公告年月日：令和7年7月15日
- ・縦覧期間：公告の日から令和7年11月17日まで（公告の日から4か月）
- ・地元説明会：令和7年8月4日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年10月9日
- ・市町村等からの意見書提出期限：令和7年11月17日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：令和8年2月28日（届出から8か月以内）

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和7年8月4日（月） 午後6時から午後7時まで
開催場所	蛇田公民館 会議室 石巻市恵み野二丁目11-1
出席人数	4名

質問事項	設置者の回答内容
行政より要請があった場合に駐車場を開放する対応を行うとしているが、低地の増水が想定される場合の自主避難場所としても対応してもらえないか。	店舗責任者の判断で、敷地内の駐車場を避難場所として一時的に利用することは可能と考えます。→県の意見は不要

## 石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。今後、騒音、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	当該施設の変更にあたっては、防音フェンスの設置や夜間駐車場閉鎖区間の設置などの対策を講じる予定です。今後、当該店舗に特定施設を設置する場合には、石巻市と事前協議を行い、必要な手続きを行います。→県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	光害については、十分な配慮を行いますが、周辺住民から苦情等が寄せられた場合は、速やかに対応を行います。→県の意見は不要
工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講ずること。	工事中は仮囲いを行うなどの必要な対応をしておりますが、粉塵や騒音・振動の発生についても関係法令を遵守して実施いたします。 →県の意見は不要
廃棄物等からの資源循環を図り、資源循環できないものについては適正処理を推進していただくため、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第11条の規定により、店舗新設後に①～③の書類を廃棄物対策課宛に提出願います。①事業系一般廃棄物の減量化及び処理計画書②事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書③テナント事業者名簿（該当ある場合のみ）	廃棄物の処理については、石巻市の条例に従い、事前協議を経て必要な手続きを行います。 →県の意見は不要
事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	周辺住民に対しては、工事着手前を含めて必要な説明を行っておりますが、開店後においても、意見等に対して適切に対応してまいります。 →県の意見は不要
新たに店舗乗入口設置・改良等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議のうえ道路工事施行承認申請書（道路法第24条）を道路課へ提出すること。	乗入は現況をそのまま利用する計画であり、道路法24条の承認工事予定はありません。 →県の意見は不要
石巻市立地適正化計画の届出対象区域内であり、かつ、大規模小売店舗（店舗面積2,000m <sup>2</sup> 以上）に該当するため、届出書に記載された回収の内容が改築に該当する場合は、届出すること。	当該施設は既に2000m <sup>2</sup> 以上の建築物であります。また、改修にあたっては、関係機関との協議（届出・許可）を経て工事を行っております。 →県の意見は不要

<p>出店の届出のあった箇所については、主要道路が交差する箇所であり、日頃から周辺の交通量は多く、東日本大震災後は周辺に復興住宅等の居住者も増え、更に交通量が増加している状況である。学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、実態をつかみながら具体的に児童への指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます周辺道路の交通量の増加が予想され、登下校中の児童の交通事故の発生が憂慮される。このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。</p>	<p>当該店舗は従前より物販店舗として営業していた施設であり、来客の来退店が発生していります。なお、今回の変更届出にあたり、来客数の増加が想定されますので、繁忙期においては交通整理員の適宜配置などの対応を行います。また、通常時においても出入口に停止線を設けるなどの対応をし、事故防止に努めます。 →県の意見は不要</p>
---	--

### 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

### 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ナラティブ、株式会社金港堂	
届出年月日	令和7年6月30日	
店舗名称	石巻蛇田複合商業施設	
所在地	石巻市蛇田字金津町10番2外	
市町村の意見	<input checked="" type="checkbox"/> あり	なし
地域住民等の意見	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし

### 県の意見案

交通関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
騒音関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
廃棄物関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
その他の	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	駐車場の利用時間帯が24時間となることにより、近隣住居への影響や店舗利用を目的としない駐車場への進入などが懸念されることから、必要に応じて、防音フェンスの設置や夜間の時間帯は一部駐車場を閉鎖するなど、追加的な対策を講じるよう配慮願います。また、騒音対策について、基準を超過している住居付近においては、車両の低速走行を徹底するなど適切な騒音対策を実施願います。	